

令和5年1月20日

令和5年度  
医療技術等国際展開推進事業  
研修実施機関向け

事務処理マニュアル

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国際医療協力局 医療技術等国際展開推進事業事務局



# 目 次

本マニュアルの使用目的、留意事項	1
公募要領に記載された事項の確認	3
I. 経理処理の手引き	5
1. 本事業の経理処理の基本的な考え方	5
2. 各経費項目の経理処理	8
2-1. 諸謝金	8
2-2. 旅費	12
2-3. 借料及び損料	17
2-4. 会議費	18
2-5. 消耗品費	19
2-6. 賃金	20
2-7. その他の庁費	22
2-8. 人件費相当分の損失補填	22
2-9. 消費税相当額	23
2-10. COVID-19 の影響が継続する中での事業遂行にあたっての注意点	24
II. 検査	26
1. 検査の概要	26
2. 検査の着眼点	26
3. 検査の実施に際して	26
4. 検査時の提出書類（中間報告書、実績報告書）	26
支払基準に係る Q&A	28
COVID-19 の影響に係る Q&A	29
その他一般的な Q&A	29
III. 経費書類の様式	30

# 本マニュアルの使用目的、留意事項

## ＜本マニュアルの使用目的＞

- 本マニュアルは、「令和5年度 医療技術等国際展開推進事業」（以下「本事業」）において、「研修実施機関」（以下「実施機関」）が、国立国際医療研究センター（以下「NCGM」）に、委託事業の経理報告をし、NCGMの検査を受ける際に、準備しておくべき資料等について、基本的な事項を記載しています。
- 本マニュアルは、実施機関とNCGM 国際医療協力局・医療技術等国際展開推進事業事務局（以下「事務局」）との間で、適正かつ効率的な事務処理が可能となることを目的とします。

## ＜留意事項＞

- 本事業の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なります。
- 本マニュアルは、経理処理に関する基本的な考え方や実施方法を示しています。
- 本マニュアルに記載されていない事項がある場合や、判断が困難な場合には、事前に事務局までお問い合わせください。また、会計上で不明な点がある場合には、事務局と緊密に連絡を取り合い、事業を実施してください。
- 事業実施中、下記①～③に該当する場合は、すみやかに事務局まで連絡ください。
  - ① 当初予定していた事業の取り止めや変更などが必要となった場合
  - ② 予定どおりに事業が進行していない場合
  - ③ 予定経費合計の80%未満の経費執行率と予想される場合
- 提出された書類の保存期間は、会計法の規定により5年間で、会計検査院の検査の対象になります。提出後の原本は、NCGM で保管します。実施機関は、写しを保管してください。
- 事業の実施期間中に、本事業と関係のない業務やプライベートな内容を行うことは認められません。
- 本事業の対象には、医療機器や研修機材等の機材購入費用は含まれません。
- 中間検査（※令和5年度 本事業に関するタイムフレーム（図①）参照）の結果により、委託事業の経費総額を見直す場合があります。
- 自社製品の使用にあたっては、原則として自社の負担で行ってください。
- 実施者（協力機関も含め）が、直接的に係る費用において利益となることは避けてください（例：実施機関や協力機関が企業の場合、その製品を販売価格で計上する等）。
- 日当・宿泊費に関して、今後変更される可能性があります。変更となった場合は、速やかに連絡をします。
- 購入品については、経済性の観点から相見積りを取り、相見積りの中で最低価格

を提示した者を選定（一般の競争等）してください。相見積りを取っていない場合 または最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください（必須）。

# 公募要領に記載された事項の確認

## 契約締結、事業開始

採択された実施機関と NCGM との間で「事業委託契約書」を締結し、事業開始となります。

- 本事業に係る経費および精算について

### 経費

- ・ 上限金額：「事業委託契約書」で締結した契約金額（税込み額）とします。
- ・ 対象経費：諸謝金、旅費、庁費 {借料・損料、会議費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、保険料、子ども・子育て拠出金（賃金に付随するもの）、雑役務費}、人件費相当分の損失補填に限ります（消費税相当額を計上することも可能）。※詳細は、「I. 経理処理の手引き」を参照ください。

### 精算払い

- ・ NCGM から実施機関への支払いは、NCGM の規程に準じて、「精算払い」（実施機関から NCGM に提出する「中間報告書（業務完了報告、会計・経理報告）」及び「実績報告書（業務完了報告、会計・経理報告）」を、NCGM が確認（「検査」）し、検査により確定した金額を、NCGM から実施機関に後払いすることによって行います。  
※第一次精算については、希望がある場合のみ実施。

### 最終精算払いの時期

- ・ 最終精算払いの時期は、下記[表①]の通り、報告書の提出時期によって異なります。
- ・ 提出された報告書に不備がある場合、下記日程での支払いができない可能性があります。

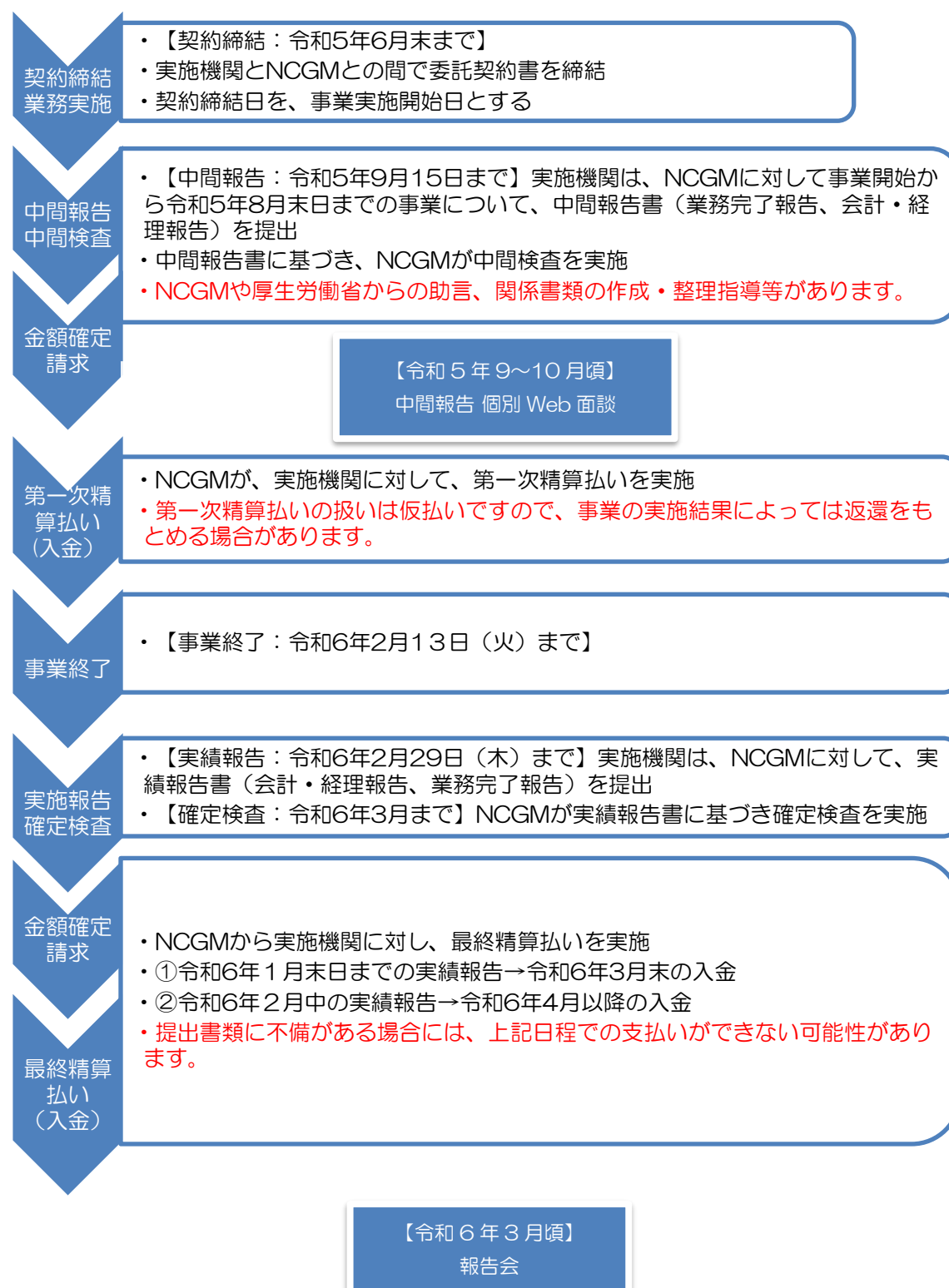
精算払い日程[表①]

実績報告書の提出時期	精算払い（入金）の時期
令和6年1月31日まで	令和6年3月末まで
令和6年2月中	令和6年4月以降

### 事業終了

令和6年2月13日（火）迄に事業を終了し、令和6年2月29日（木）までに「実績報告書（業務完了報告、会計・経理報告）」を提出してください。

令和5年度 本事業に関するタイムフレーム（図①）



# I. 経理処理の手引き

## 1. 本事業の経理処理の基本的な考え方

- 本事業の経理処理は、NCGM の規定に準じた各種の制限であって、通常の経理処理とは異なる部分があるので留意してください。
- 対象経費
  - ▶ 対象となる経費は、事業目的に合致し、契約日以降に発生（発注）し、事業期間中（令和6年2月13日（火）まで）に終了したものととなります。但し、実績報告書提出時に未払いのものがある場合は、計算根拠と予定額を計上いただき、当該年度中までに支払い完了した証憑原本を提出ください。
  - ▶ 検査を受けるための経費や、事業終了後における報告書等の作成経費は、原則対象とはなりません。

＜検査時の提出書類＞

- ▶ 経費が本事業に使用されたことを確認できる資料を提出ください。

主な対象経費項目及びその定義[表②]

	経費項目		定義
2-1.	諸謝金		事業を行うために必要な謝金（外部専門家等による講義・講演、講義原稿、事業協力等に対する謝金）
2-2.	旅費		事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費。査証取得代を含む。
2-3.	庁費	借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のレンタル、車輛借上げに要する経費
2-4.		会議費	会議を行うために必要な会議室や機械器具等のレンタルに要する経費、茶菓料
2-5.		消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費。文献購入費を含む。
2-6.		賃金	事業を行うために必要な補助員（アルバイト等の直接雇用者）に係る経費
2-7.		印刷製本費	資料、報告書などの印刷及び製本費
	通信運搬費	郵便料、運送代、通信・電話料等	
	光熱水量	電気、水道、ガス料等	
	保険料	旅行保険等	
	子ども・子育て 拠出金（賃金に 付随するもの）	厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、児童手当の支給に要する経費等の一部として負担するもの。被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額に拠出金率（0.36%）を乗じて得た額（令和2年4月1日改定）	



		雑役務費	翻訳・通訳、動画の撮影・編集を外注した経費、事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない雑費。原則として、事業実施に必要な当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。
2-8.	人件費相当分の損失補填		研修実施機関が事業を実施する際の人件費相当分の損失補填
2-9.	消費税相当額		非課税・不課税取引に対する消費税相当分

- 経費の支払方法（実施機関が経費の支払いをする場合）
  - 本事業に係る経費の支払いは、銀行振込を原則としてください。
  - 経理処理等の都合がある場合には、現金、クレジットカード、小切手または支払手形（回し手形は不可）での支払いも可能です。
  - 日本国内、国外の振込手数料の支払いは可能ですが、合理的な方法で必要最低限にとどめてください。
  
- <検査時の提出書類>
  - 検査時には、本事業に使用された経費に関する証憑を提出してください。
  - **証憑は、すべて原本を提出してください。**
  - 証憑の原本を提出できない事由がある場合、すみやかに事務局へ連絡し、検査時には、原本証明をした写しを提出してください。原本証明をする場合、写し一枚毎に原本証明である旨の記載、本事業の経理責任者の押印をしてください。
  - 証憑が現地語の場合、必ず「日本語訳」を記載してください。
  - 証憑とは、下記のような支払いの事実を証明する書類を指します。
    - ・領収書または領収書に代わるもの見積書、請求書、納品書
    - ・銀行振込依頼書（控え）、銀行振込受領書、現金受領書等
    - ・（航空賃の場合）搭乗券の半券または搭乗証明書
    - ・（列車の場合）乗車券または乗車したことを証明できる書類
  
- NCGM から実施機関への支払基準
  - NCGM から実施機関への支払いは、本マニュアルに記載された NCGM の規程に準じて行われます。
  - 「2. 各経費項目の経理処理」についても、必ず確認ください。
  
- 役職等による分類
  - 役職、職種等により、基準単価や上限金額が異なる場合があります。下記（表③）に準じて、経費を計上してください。

役職等の定義（本マニュアルにおける）[表③]

役 職 等	NCGM 旅費規程相当
理事相当（取締役、施設長、理事長など）	役員等
部長相当（教授、副院長、医長、副所長など）	7級以上
上記以外（准教授、課長、係長、所属がない人など）	6級以下

- 検査等により経費の虚偽申告や過大請求等による不正行為が判明した場合には、不正内容の公表、刑事告訴等の処分が科される場合がありますので適正な経理処理を常に心がけてください。
- 外貨の支払いの円換算について
  - 為替レートは、TTS を使用して構いません。
  - 支払日の為替レートを換算に使用し、証憑として提出してください（必須）。
- 小数点以下の端数の扱いについて
  - [外貨から日本円に換算する場合]  
請求書に複数の品目がある場合は、合計額に為替レートを掛け、**小数点以下の端数は切り捨て**てください。
  - [消費税相当分の損失補填を計上する場合]  
経費項目ごとに税抜き価格を示し、税抜き価格の合計額に消費税相当分を掛け、**小数点以下の端数は切り捨て**てください。

経費書類の様式[表④]

様式名		経費項目	提出時期
様式①	謝金受領書	諸謝金	中間報告・実績報告
様式②	旅費明細書	旅費	中間報告・実績報告
様式③	研修・会議・セミナー等の参加者リスト及び 日当・旅費等の受領書	旅費	中間報告・実績報告
様式④	人件費相当分の損失補填	人件費相当分の損失補填	中間報告・実績報告
様式⑤-1	請求書（第一次精算払い用）	経費全般	中間報告
様式⑤-2	請求書（最終精算払い用）	経費全般	実績報告
後日配布	中間報告書	経費全般	中間報告
	実績報告書	経費全般	実績報告

- 各経費項目による所定の様式（様式①～④）を使用してください。
- 検査完了後、NCGM から実施機関に、精算払いの確定金額を連絡します。請求

書（様式⑤-1、⑤-2）を作成、提出後、NCGM から実施機関へ精算払いを行います。

- 様式の内容、具体的な記載方法は、「2. 各経費項目の経理処理」、「Ⅲ. 経費書類の様式」を確認ください。
- 後日、本マニュアルとは別に、様式①～⑤の電子媒体を実施機関に配布します。
- 後日、中間報告書と実績報告書の様式を、実施機関に配布します。

- 報告書ファイリング方法について

- 後日、事務局より案内します。

## 2. 各経費項目の経理処理

### 2-1. 諸謝金

#### 人件費相当分の損失補填を合わせて契約金額の30%までを上限とする

##### <基本的な考え方>

- 謝金とは、実施機関以外の専門家等による講義・講演、講義原稿、事業協力等に対する謝金をいいます。
- 実施機関の専門家等が、実施機関から給与を得ている場合は諸謝金の請求は不可ですが、人件費補填を請求することが可能です。
- 実施機関以外の講師に対する講師謝金と講義原稿謝金は、同時に支払い可能です。
- 支払基準は、以下に示す【講師謝金】、【講義原稿謝金】、【日本人が事業に関わる場合の謝金】、【日本人以外が活動国（研修を実施する相手国）で事業に関わる場合の謝金】、【見学謝金】を参照してください。
- 実施機関による経費の支払いは、NCGMの支払基準以下での支出を妨げるものではありません。地域の実情や会議の性質等を考慮し、可能な範囲で諸謝金の節減を検討してください。
- 講師謝金の支払いが発生した日は、旅費の日当支払いはできません。
- 謝金対象者が、実施機関に所属はしているが給与の供与はなく、給与は別途所属先から得ている場合は、諸謝金を請求することができます。

##### <検査時の提出書類>

- ◇ 銀行振込依頼書（控）もしくは、講師への支払を示す謝金受領書（様式①）
- ◇ 会議・研修スケジュール
- ◇ 会議・研修等の出席者名簿及びサイン、会議の場合は議事録等
- ◇ 会議規則等内規（必要に応じて）

- ◇ その他
- ◇ 講義原稿・資料（原稿謝金の場合）

### 2-1-1.【講師謝金】

国内外において、講師（日本人・外国人とも）が行う講義・実技指導に対する謝金

<留意事項>

- 対象者：講師個人
- 振込先：講師個人、所属機関
- 講師謝金は、実際に講義をした時間に対する謝金となります。
- 30分以下の講義の場合には、時間単価を1/2とします。
- 動画教材は、講義の実時間に撮影時の拘束時間を含めて計上を可とします。
  
- 研修の実施に関する会議、動画撮影・リハーサル等を行った場合には、実時間に対し講師謝金の半額を上限に謝金を支払い可とします。

講師謝金[表⑤]

（1時間当たり税込み上限/単位：円）

役職等	講義・ 実技指導	研修に関する会議、動 画撮影、リハーサル	NCGM 旅費規程相当
大学教授、及びこれに準ずる 知識を有する医師、技術者	12,000	6,000	7級以上※
大学講師、及びこれに準ずる 知識を有する医師、技術者	8,000	4,000	6級以下※※

※等級については、「I. 経理処理の手引き」1表③を参照。

### 2-1-2.【講義原稿謝金】

講師（日本人・外国人とも）が、研修に必要なテキスト等教材を執筆した場合の謝金

講義原稿謝金[表⑥]

（1枚につき税込み上限/単位：円）

原稿	言語	金額
A4用紙 230 words 程度 または 400字程度	他国語	8,000
	母国語	4,000

<留意事項>

- 対象は、本事業の研修のために新規に作成された原稿、あるいは既に作成された原稿の修正原稿であり、既存の資料及び著作物を転記したものは対象外です。
- 一講義（2時間）あたりの教材は、ワード A4 用紙 9 枚程度、またはパワーポイント

ト 54 スライド程度を目安とします。パワーポイントで作成された原稿は、6 スライドを用紙 1 枚分とします。一講義（2 時間）あたりの上限金額は、下記の通りです。

- 他国語原稿 72,000 円
- 母国語原稿 36,000 円

<検査時の提出書類>

- ◇ 原稿謝金では、講義に使用した原稿、資料についても提出してください。
- ◇ 支払いが多岐にわたる場合は、必要書類と共に明細表を作成し提出してください。

2-1-3.【日本人が事業に関わる場合の謝金】

日本人が国内外において、一定期間活動する場合に支給するもの謝金を支給した日は、宿泊料の支払いは可能、日当の支払いは不可

日本人が事業に関わる場合の謝金[表⑦]（一人 1 日当たり上限(税込み)/単位：円）

職種	金額
医師・保健行政官	14,100
技術者（コメディカル含む）	7,800
無資格事業補助者	6,600

2-1-4.【日本人以外が活動国（研修を実施する相手国）で事業に関わる場合の謝金】

活動国（研修を実施する相手国）において、本事業を実施するため必要な会議・講演会・シンポジウム等参加した外部専門家等に対する謝金

<留意事項>

- 以下に記載のない国、都市については、事務局までお問合せください。
- 現地の状況に応じて、適切に納税を行ってください。
- 1 日あたりのレートは、支給日当日レートを適用してください。

日本人以外が活動国で活動する場合の謝金[表⑧]

International Civil Service Commission 令和 5 年 4 月 13 日現在  
(米ドル/1 日/上限)

活動する国名	定型用務の依頼			
	活動する都市	医師・保健行政官	技術者（含コメディカル）	無資格事業補助者

タイ	バンコク	137	114	68
ラオス	ヴィエンチャン	101	84	50
ベトナム	ハノイ	104	87	52
	フエ	62	52	31
	ホーチミン	100	83	50
フィリピン	マニラ	154	129	77
インド	ニューデリー (4月～8月)	103	86	51
	ニューデリー (9月～3月)	118	98	59
カンボジア	プノンペン	94	79	47
マレーシア	クアラルンプール	118	99	59
インドネシア	ジャカルタ	131	110	66
シンガポール	-	239	200	120
モンゴル	ウランバートル	118	98	59
ロシア	ウラジオストク	109	91	55
韓国	ソウル	181	151	91
ザンビア	ルサカ	142	118	71
ケニア	ナイロビ	146	122	73
セネガル	ダカール	155	130	78
バングラディシュ	ダッカ	88	73	44
中国	北京	142	119	71
	上海	161	134	80
	大連	107	90	54
コンゴ民主共和国	キンサシャ	139	116	69
ブラジル	サンパウロ	72	60	36
フィジー	スバ	146	122	73
スーダン	ハルツーム	99	83	50
エジプト	カイロ	164	137	82

## 2-1-5.【見学謝金】

国内施設の研修実施中に行う施設見学に係る、見学先への謝金

<留意事項>

- 対象者：見学先機関（企業、団体、自営業者等）
- 上 限：1 見学先機関につき 10,000 円（税込み）
- 見学先の講師に謝金を支払う場合は、同一時間帯に見学謝金を支払うことはできません。
- 施設見学に係る事前説明（注意事項等）は、講師謝金の対象とはなりません。

## 2-2. 旅費

<基本的な考え方>

- 旅費は、事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、日当・宿泊費）をいいます。
- 旅費の支給対象者は、事業実施者、事業を行うために必要な会議等に出席した専門家、研修に参加した研修生等となります。
- 日当は、宿泊を伴うまたは日帰りで片道 100km 以上の場合に限りです。
- 日当の支払いが発生した日は、講師謝金の支払いはできません。
- 【交通費】、【日当、宿泊費】について、NCGM から実施機関への支払いは、NCGM の基準額を上限とした実費相当分となります。また、実費分を確認できる領収書等の添付が必須となります。
- ただし、日本国外において、【交通費】、【日当・宿泊費】の基準額が各国保健省等により定められた規程がある場合には、それらに従う必要があります。よって、日本国外で、その国の基準に基づいた支払い（例：実費相当分ではない交通費、宿泊を伴わない日当、実費ではない宿泊費等）にする場合は、その国の規程を事前に事務局にお知らせください。
- NCGM から実施機関に対する旅費の支払基準に関しては、【交通費】、【内国日当・宿泊費】、【外国日当・宿泊費】を参照してください。原則として、この基準が NCGM から実施機関に支払う上限となります。宿泊料については、用務地の治安状況等のやむを得ない理由により、要件を満たす宿泊施設が限定されるなど、支払い基準の料金を超える場合は、事務局へ必ず事前に相談してください。
- 国外渡航時の航空券の搭乗クラス上限については、【交通費】を参照してください。また、航空券は、経済的（安価）なものを手配してください。
- 公共交通機関を利用する際は、最短、最安ルートで、検索サイト等の証拠を添付し

てください。

- COVID-19 の影響により隔離措置が必要となった場合、宿泊費および日当は当事業費では認められません。各機関でご負担ください。ただし、出国・入国時に必要となるPCR検査費用については、当事業費として認めます（雑役務費）。

#### <経理処理の実施方法>

- 出張の用務は、当該事業の実施に必要なものでなければなりません。
- 出張に、当該事業以外の内容を含めることや、そのために出張期間を延長することはできません。
- 出張者は、事業遂行における必要最小限の人数で実施してください。

#### <検査時の提出書類>

- ◇ 旅費明細書（様式②）の提出が必要です。様式②に相当する様式を実施機関で使用している場合は、そちらを用いていただいても結構です。
- ◇ 日本国外での研修・会議・セミナー等については、参加者を明示するために、開催日時、参加者(サイン入り)、内容等を示す資料(様式③)を用意してください。
- ◇ 当該業務に従事したことがわかるよう出張報告書等を作成し、出張者、用務先、日付、目的を記載してください。
- ◇ 日程表を記載してください。
- ◇ 航空券を使用した場合には、搭乗券半券または搭乗証明書を提出してください。
- ◇ 旅費の行程は、本マニュアルに基づき適切に計算してください。
- ◇ 個人が立替払いした場合、実施機関が個人に支払った事実が確認できる書類（銀行振込受領書等）を提出してください。銀行振込を用いない場合は、領収書（支払日付、用途、受領者の姓名及びサイン、支払額、通貨単位）を作成してください。

### 2-2-1.【交通費】

#### <留意事項>

- 国内、国外とも**交通費は原則実費**とします。
- 日本国外において、交通費の基準額が各国保健省等により定められた規程がある場合には、それらに従う必要があります。よって、日本国外でその国の基準に基づいた支払い（例：実費相当分ではない交通費等）にする場合は、その規程を事前に事務局にお知らせください。
- 鉄道・バス運賃
  - 鉄道・バス等を用いる場合、「駅すばあと」等検索サイトの検索結果を、領収書の代替として提出してください。
  - 鉄道路程で区間距離が100 kmを超える場合は、特急の使用が認められます。そ



の場合は、特急券を提出してください。

- 国外渡航時の航空券の搭乗クラス上限  
ビジネスクラスの搭乗可能者は、NCGM 旅費規程に基づき7級以上もしくは役員等に限りませす。
- 車賃
  - タクシー利用は、他に移動手段がないなどの合理的理由が無い場合以外は、原則として日本国内では認められません。やむを得ず国内で使用する場合は、出張報告書等に当該使用について明確かつ妥当性のある理由を記載してください。
  - 国内、及び、国外において最短ルート以外のルートを使用する場合には、出張報告書等に当該使用について明確かつ妥当性のある理由を記載してください。

### 2-2-2.【内国日当・宿泊費】

対象者：日本国内にて出張をする日本人および外国人研修生  
但し、日当は、宿泊を伴う、または日帰りで片道 100km 以上の場合に限る

#### <留意事項>

- NCGM から実施機関への支払いは、本マニュアルの基準額を上限とします。
- 宿泊費は、実費とします。
- 実施機関が内規を用いて支払いをする場合でも、NCGMが定める上限以内での実費相当分の精算となり、宿泊した証明を求めます。
- COVID-19 の影響により隔離措置が必要となった場合、宿泊費および日当は当事業費では認められません。各機関で負担してください。ただし、出国・入国時に必要となる PCR 検査費用については、当事業費として認めます（雑役務費）。

#### <検査時の提出書類>

◇ 日当の受領書、宿泊費の領収書等の提出が必須となります。

内国日当・宿泊費の基準単価[表⑨]

(単位：円)

区分	日当(1日につき)	宿泊費(1夜につき)
役員等	3,000	14,000
7級以上の職務にある者	2,600	12,400
6級以下の職務にある者	2,300	10,300

### 2-2-3.【外国日当・宿泊費】

対象者：海外で業務を実施する日本人と現地の研修生や実施協力スタッフ等

<留意事項>

- 日当・宿泊費は、原則として、実施機関の内規に準じて適切に支払ってください。ただし、NCGMからの支払上限額は、本マニュアルに記載された基準を上限とする実費相当分となります。また、日当の受領書・宿泊費の領収書等が必要となります。
- 日本国外において、日当・宿泊費の基準額が各国保健省等により定められた規程がある場合は、それらに従う必要があります。よって、日本国外で、その国の基準に基づいた支払い（例：実費ではない宿泊費等）にする場合は、その国の規程を事前に事務局に連絡し、許可を得てください。
- COVID-19の影響により隔離措置が必要となった場合、宿泊費および日当は当事業費では認められません。各機関で負担ください。ただし、出国・入国時に必要となるPCR検査費用については、当事業費として認めます（雑役務費）。
- 日当・宿泊費の基準単価は以下[表⑩]の通りです。指定都市、甲地方、乙地方、丙地方の区分については、エリア区分表[表⑪]を参照ください。

外国日当・宿泊費の基準単価[表⑩]

(単位：円)

区分	日当(1日につき)				宿泊費(1夜につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員等	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500
7級以上の職務にある者	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
6級以下の職務にある者	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600

エリア区分表[表⑪]

NCGM 旅費規程 令和3年4月1日施行

都指市定	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン	
甲地方	北米地域	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島々(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
	欧州地域	ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びプロス並びにそれらの周辺の島々(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
	中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島々
指定都市以外の地域	アジア地域(本邦を除く。)	アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島々
	中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島、及びイースター並びにそれらの周辺の島々
	大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島々並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島々(ハワイ諸島及びグアムを除く。)
	アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセシール諸島並びにそれらの周辺の島々(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
	南極地域	南極大陸及び周辺の島々
乙地方	指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。	

2-2-4. 【機内泊の有無による日当】 (表⑫)

機内泊の有無による日当[表⑪]

渡航者	航路	機内泊の有無	基準単価	
			出発日	到着日
日本人	日本→海外	なし	到着する国	—
		あり	丙地方	到着する国
	海外→日本	なし	出発する国	—
		あり	出発する国	丙地方
海外からの研修生	海外→日本	なし	出発する国	—
		あり	丙地方	内国日当
	日本→海外	なし	到着する国	—
		あり	内国日当	丙地方

1. 日本人が海外に行く場合

➤ 機内泊なし

日本を出発した日(第1日目)と同じ日(第1日目)に海外の国に到着する場合第1日目の日当は、到着する国の基準単価となります。

➤ 機内泊あり

日本を出発した日(第1日目)の次の日(第2日目)に海外の国に到着する場合第1日目の日当は「丙地方」で、第2日目の日当は、到着する国の基準単価となります。

2. 日本人が海外から日本に戻る場合

- 機内泊なし  
海外を出発する日（第 X 日目）と同じ日（第 X 日目）に日本に到着する場合  
第 X 日目の日当は、出発する国の基準単価となります。
- 機内泊あり  
海外を出発する日（第 X 日目）の次の日（第 X+1 日目）に日本に到着する場合  
第 X 日目の日当は、出発する国の基準単価、第 X+1 日目の日当は「丙地方」となります。

### 3. 海外からの研修生が日本に来る場合

- 機内泊なし  
研修生の国を出発する日（第 1 日目）と同じ日（第 1 日目）に日本に到着する場合  
第 1 日目の日当は、出発する国の基準単価となります。
- 機内泊あり  
研修生の国を出発した日（第 1 日目）の次の日（第 2 日目）に日本に到着する場合  
第 1 日目の日当は「丙地方」で、第 2 日目の日当は、内国日当の基準となります。

### 4. 研修生が日本から本国に戻る場合

- 機内泊なし  
日本を出国する日（第 X 日目）と同じ日（第 X 日目）に研修生の本国に到着する場合  
第 X 日目の日当は、到着する国の基準単価となります。
- 機内泊あり  
日本を出国する日（第 X 日目）の次の（第 X+1 日目）に研修生の本国に到着する場合  
第 X 日目の日当は、内国日当の基準で第 X+1 日目の日当は「丙地方」となります。

## 2-3. 借料及び損料

### <基本的な考え方>

- 借料及び損料とは、事業を行うために必要な車輛借上げ、機械器具等のレンタルに要する経費をいいます。
- 会議等を行うために必要な会議室、機械器具等のレンタルに要する経費は、2-4.会議費として計上してください。
- 借料及び損料は、原則として、（仕様→見積→契約→発注→納品→検収→支払）の手順によって処理を行ってください。

### <レンタルによる調達の取扱いについて>

- 当該事業に必要な設備をレンタルにより調達する場合、その料金（一定額の月払）は、当該事業期間中のレンタルに要した経費（支払が確認できるもの）のみ計上可能です。
- 契約締結前の発注、支払等を行うものは対象経費として認められません。
- 事業において前払は、原則行わないようにして下さい（支払は原則、履行が完了してから行ってください）。

#### <経理処理の実施方法>

- 経済性の観点から相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。相見積りを取っていない場合 または最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください（必須）。
- インターネットやメール等により注文を行い、発注書を取っていない場合には、発注書に代わるもの（電子媒体等の印字したもの）を用意してください。
- 取引先への支払は実施機関の名義で行ってください。
- 銀行振込受領書または領収書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしてください。

#### <検査時の提出書類>※現地語の場合は、必ず「日本語訳」を記載してください。

- ◇ 見積書、相見積書（一社見積りの場合は理由書を添える）
- ◇ カタログ、仕様書
- ◇ 契約書
- ◇ 請求書
- ◇ 銀行振込受領書、領収書
- ◇ その他、会計規則等内規等

## 2-4. 会議費

#### <基本的な考え方>

- 会議等を行うために必要な会場、機械器具等のレンタルに要する経費は、会議費として計上してください。経理処理については、2-3.借料及び損料の記載内容に基づいて実施してください。

#### <会場借料について>

- 経済性の観点から相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。相見積りを取っていない場合 または最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください（必須）。
- 実施機関が所有する会議室を使用する等の場合、原則、会場借料はNCGMから実施機関にはお支払いできません。自社の会議室がある場合において、有料の会場（自社内の有料の会議室を含む）を借りる必要がある場合には必要性を十分に精査してください。
- 会議等を外部で行う場合は必要性を精査の上で会議の規模、出席予定人数等を勘案し、会議室を選定してください。
- 会場借料（会議室の室料、会場の借上げ費）について、見積もりや料金表で料金が

確認できる資料を用意してください。

- 請求書、領収書（銀行振込受領書）を用意してください。
- 出席者名簿または議事録等により、会議の出席者を確認できるようにしてください。
- 会議に茶菓を出す場合は、その必要性を精査してください。茶菓料については、出席者を確認し必要最小限な数量とし、既存の内規等に基づき処理してください。内規等がある場合には、内規等に基づいた支出でなければなりません。
- 茶菓料等についての内規等がない場合には、参加者一人あたり数百円程度を目安とします。ただし、特殊な事情（外国要人の接遇等）がある場合には当該事情を説明できる資料を準備し、適切な額であると事務局の確認を受けた場合には当該目安によりません。
- 茶菓代等の単価について、示した目安以下での支出を妨げるものではありません。地域の実情や会議の性質等を考慮し、可能な範囲で茶菓料の節減を検討してください。
- 弁当代については、NCGMから実施機関に支払えない場合があるため、事前に事務局に相談してください。午前から午後にわたる会議開催が必要な場合に限り支出でき、その額は千円～二千円程度を目安とします。検査時には、参加者リスト（弁当の個数と一致すること）、会議録（全日開催であることが確認できること）を提出ください（日当が支払われている場合、弁当代の同時支出は不可）。
- 懇親会等に係る経費は計上できません。
- 観光と思しき視察（文化視察も含む）の費用および、それらに付随する通訳等経費の計上はできません。

※ 通常の研修期間に、研修生に対して、弁当や茶菓を供することはできません。

<検査時の提出書類>

- ◇ 見積書、相見積書（一社見積りの場合は理由書を添える）
- ◇ カタログ、仕様書
- ◇ 契約書
- ◇ 請求書
- ◇ 銀行振込受領書、領収書
- ◇ 他、会計規則等内規等
- ◇ 参加者リスト
- ◇ 会議録（開催日時、会議の内容等が確認できるもの）

## 2-5. 消耗品費

契約金額の15%までを上限とする

<基本的な考え方>

- 消耗品費とは、事業を行うために必要な物品（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費です。
- 医療機器や研修機材等の購入は認めません。
- 高額な物品（単価 20 万円以上）の購入を検討される場合には、あらかじめ事務局へ連絡してください。
- 事務局へ連絡後、高額な物品の購入に至った場合、その物品が本補助金で購入したことが分かるような記載をしてください。
- 消耗品費は、原則として（仕様→見積→発注→納品→検収→支払）の手順によって処理を行ってください。
- 経済性の観点から相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。相見積りを取っていない場合 または最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください（必須）。

#### <消耗品の受払簿について>

- 当該事業に必要な消耗品については、その用途を明らかにするため、購入時・納品時において、当該事業用に厳格に区分して管理することが重要です。
- 換金性の高いもの（例：切手、回数券など）については、必ず受払簿の提出が必要です。
- 受払簿については、購入時に、種別または使用別に、受入年月日・受入数量等必要事項を記載し、かつ、事業終了時の在庫を記載することで足りるものとします。これ以外の場合については、受払の都度、受払年月日・受払数量等必要事項を記載することとします。
- 自社製品（協力企業も含む）の使用にあたっての費用請求は原価分のみ認めます（原価証明の提出が必須）。提出された原価に関する資料は審査のみ使用し、他に使用しません。

#### <検査時の提出書類> ※現地語の場合は、必ず「日本語訳」を記載してください。

- ◇ 見積書、相見積書（一社見積りの場合は理由書を添える）
- ◇ カタログ、仕様書
- ◇ 発注書（控）
- ◇ 注文請書
- ◇ 納品書
- ◇ 請求書
- ◇ 銀行振り込み受領書、領収書
- ◇ 他、会計規則等内規、受払簿（または、受け入れ履歴および在庫数を示す書類）
- ◇ その他

## 2-6. 賃金

### 契約金額の 30%までを上限とする

#### <基本的な考え方>

- 賃金とは、事業を実施するために必要な業務補助等を行う補助員（アルバイト等の直接雇用者）に係る経費をいいます（例：時給 1,230 円＋通勤手当＋法定福利費）。
- NCGM から実施機関に対する賃金の支払基準に関しては、「事務助手を日本で雇う場合の上限額」[表⑬]、「国外で講師ではないがファシリテーター等を行うローカルスタッフ等への支払い」を参照してください。
- 派遣社員の場合は、賃金ではなく、雑役務費での計上となります。

#### ○事務助手を日本で雇う場合の上限額[表⑬]

国立国際医療研究センター非常勤職員給与規程に準ずる

業務内容	1 時間当たり
業務助手、業務補助者（上記以外の非常勤職員に限る）	1,230 円

#### ○国外で講師ではないがファシリテーター等を行うローカルスタッフ等への支払い

- 日本人の場合  
諸謝金 2-1-3.【日本人が事業に関わる場合の謝金】[表⑦]を上限とします。
- 日本人以外の場合  
諸謝金 2-1-4.【日本人以外が活動国（研修を実施する相手国）で事業に関わる場合の謝金】[表⑧]を上限とします。

#### <経理処理の実施方法>

- 契約書等により補助員の業務の内容を明らかにしてください。
- 補助員の時間単価においては、労働契約書等による時間単価により算出してください。
- 出勤簿等を整備してください。
- 従事した時間に法定時間外労働（残業・休日出勤等）を含む場合は、以下の場合とします。
  - 事業の内容から、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合で、実施機関が残業手当を支給している場合。
  - 事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、実施機関が休日手当を支給している場合。
- 補助員が当該事業以外にも従事実績がある場合は、業務日誌を備え、当該事業の従事時間を明らかにしてください。
- 補助員の賃金の支払が確認できる資料（銀行振込受領書もしくは領収書等）を用意してください。
- 確定検査時に支払実績が確認できない場合は、後日支払実績の報告を提出する等、事務局担当職員の確認を受けてください。
- 補助員人件費に対する源泉徴収や国外における税金の支払は、適切に行ってください。

#### <検査時の提出書類>※現地語の場合は、必ず「日本語訳」を記載してください。

- ◇ 契約書等
- ◇ 給与台帳または給与明細（写し）または領収書
- ◇ 業務日誌、出勤簿



- ◇ 銀行振込受領書または領収書
- ◇ その他

## 2-7. その他の庁費

### 印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、保険料、子ども・子育て拠出金（賃金に付随するもの）、雑役務費、委託費

#### <基本的な考え方>

- 制度毎に計上が認められたその他の経費については、他の経費項目に準じて各種帳票類を確認し、支払の必要性、適正性、期間の適切性について明らかにしなければなりません。なお、対象経費としての計上可否について不明な場合には、事務局に確認してください。
- 子ども・子育て拠出金は、本事業のために雇用した者にかかる事業主負担分の補填です。従前より雇用している担当職員分の補填ではありませんので、注意してください。
- 医師賠償責任保険については、医師が海外で研修の一環として医療行為を行う場合、事業費から保険費用の支出を認めます。ただし、「被保険者」「医療行為の内容」「期間」「場所」を明記してください。
- 海外拠点の通訳を国内で雇用する場合は、拠点単価を基準とする。旅費交通費については実費相当分とします（日当・宿泊費は、「7級以上の職務にあるもの」を上限とします）。
- 事業遂行上必要な業務の一部を他の会社・個人へ依頼した場合の費用は、委託費とします。
- 出国・入国時に必要となる PCR 検査費用については、当事業費として認めます（雑役務費）。ただし、COVID-19 の影響により隔離措置が必要となった場合の宿泊費および日当は当事業費では認められません。各機関でご負担してください。

#### <経理処理の実施方法>

- その他庁費は、他の経費項目に準じて処理を行います。
- 雑役務費として、事業実施に必要な健康診断、結核スクリーニング、抗体検査、予防接種の経費を請求できます。
- 研修生を被保険者としての、医療行為を伴う場合の賠償責任保険の加入については、事務局担当者に必ず事前にご相談ください。

#### <検査時の提出書類> ※現地語の場合は、必ず「日本語訳」を記載してください。

必要書類については、「Ⅲ 経費書類の様式」 <検査時資料編綴要領>を参照してください。

## 2-8. 人件費相当分の損失補填

### 諸謝金と合わせて契約金額の30%までを上限とする

#### <留意事項>

- 実施機関は事業を実施するにあたり、人件費相当分の損失補填を受けることが

できます。その場合は、「Ⅲ. 経理処理の様式」「人件費相当分の損失補填」[様式④]の提出が必要です。

- NCGM が実施機関に対して支払う「人件費相当分の損失補填」の上限額は、「人件費相当分の損失補填」[表⑭]を参照してください。
- 国内での臨床修練指導医による通常診療内での臨床実習（診察・検査・手術等）においては、診療報酬が発生しているため臨床修練指導医に対する人件費相当分の損失補填や、謝金は認めません（ただし、見学謝金は認められます）。
- 日額は 1 日 8 時間の就労とし、時間給で計算する場合は 8 時間で割った金額としてください。

人件費相当分の損失補填[表⑭]（NCGM 職員給与規程に準じる）

標準業務経験年数	医師	
	月額	日額
～10年	542,000 円	25,800 円
11年～20年	595,000 円	28,300 円
21年～30年	606,000 円	28,800 円

標準業務経験年数	コメディカル	
	月額	日額
～10年	289,000 円	13,700 円
11年～20年	365,000 円	17,300 円
21年～30年	394,000 円	18,700 円

標準業務経験年数	看護師	
	月額	日額
～10年	306,000 円	14,500 円
11年～20年	373,000 円	17,700 円
21年～30年	389,000 円	18,500 円

標準業務経験年数	事務職その他	
	月額	日額
～10年	287,000 円	13,600 円
11年～20年	326,000 円	15,500 円
21年～30年	336,000 円	16,000 円

## 2-9. 消費税相当額

### <基本的な考え方>

- 非課税・不課税取引については、消費税相当額を請求しても構いません。
- 非課税・不課税取引については、経費項目ごとに税抜き価格を示し、その合計額に消費税相当分を掛け、小数点以下の端数は切り捨ててください。

## 2-10. COVID-19の影響が継続する中での事業遂行にあたっての注意点

事業遂行にあたっては常に COVID-19 の影響を考慮の上、事業にかかわる皆様の安全確保 に努めていただきたいと考えております。

つきましては、事業の遂行期間中は下記の最新情報を入手の上、無理のない現実的な計画と実施をお願いします。

### 2-10-1. 渡航関係情報

1. 渡航を伴う事業国での活動／研修
  - 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
  - 外務省 海外安全ホームページ内 ー新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国 後の行動制限）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)
  - 外務省 外務省 海外安全情報配信サービス「旅レジ」登録  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
2. 研修生受入れを伴う日本国内での研修
  - 日本国政府の検疫方針：日本が事業国国籍を有する者の入国拒否や入国後の隔離措置をもうけていないか。
  - 事業国政府の渡航情報：事業国が日本を渡航制限国と指定していないか。

### 2-10-2. COVID-19の影響に起因するキャンセル料や追加費用の扱いについて

渡航を伴う事業遂行時に、情報の確認を怠ったために生じた NCGM が認識した下記費用については、支払えない場合があります。事務局としては、事業実施日から逆算して上記の最新情報を基に研修実施を計画したかどうかという観点から支払いの可否を判断します。下記費用が発生した際は、判断の根拠とされた客観的な情報、キャンセル・追加費用が発生した理由などを添えて事務局まで速やかに報告してください。

- 事業国／日本への到着後、入国拒否された場合の帰国便の旅費
- 事業国／日本への入国時に隔離措置の対象とされた場合の隔離先宿泊費・帰国便変更に伴うキャンセル費用
- 事業国／日本への入国時に隔離措置の対象とされたことで研修実施が不可能となった場合のキャンセル費用及び追加費用（宿泊費、会場費、謝金、借料等）
- 直前の航空券やホテルのキャンセルによって生じたキャンセル費用（旅費、宿泊

費等)

- その他の追加費用・キャンセル費用

## Ⅱ. 検査

### 1. 検査の概要

- 検査とは、当該事業の適正な執行を確保するための書面検査及び必要に応じて行う調査をいいます。
- 書面検査は、検査に必要な書類を実施機関が送付または持参し、事務局担当職員が検査するものです。また現地調査は、事務局が事業の進捗、購入物品の管理・使用状況、経費の発生状況、書類の整理状況、「Ⅰ.経理処理の手引き」に記載する経理処理の状況等を確認するものです。
- 検査の種類は以下のとおりです。
  - 中間検査：当該事業終了前に必要に応じて行う検査で、事業期間中に、経理処理手順や実施機関の体制等を確認することにより、誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的とし、結果に基づき第一次精算払いを行うための検査です。
  - 確定検査：当該事業終了後、実績報告を受けた後において行う検査で、実績報告書に基づき、当該事業の成果、経理処理の反映状況等を確認します。当該検査を以て第一次精算払いの妥当性を確認し、最終精算払い額が確定します。
  - その他検査：事業期間終了後、上記以外に必要なと認められた場合に行う検査です。

### 2. 検査の着眼点

- 当該事業の事業計画（事業期間内に開始・終了しているか、事業目的に適合しているか等を含む）に基づいて行われているかはもちろんのこと、経理処理については、本マニュアルに記載されている事項が遵守されているか確認を行います。

### 3. 検査の実施に際して

- 検査日当日までには、「Ⅰ. 経理処理の手引き」に基づく書類整理がされていることを確認できるよう、書類の整理状況等を確認してください。
- 検査において事務局より指摘・指導された事項は、最終的な額の確定時までに改善する等の措置を講じてください。
- 経費に掛かる税金（消費税、源泉徴収等）は、可能な限り、経費報告書類の該当欄に記載してください。

### 4. 検査時の提出書類（中間報告書、実績報告書）

<基本的な考え方>

- 当該事業の内容、成果及び経理処理等を様式に添って整理します。報告書は、精算額を確定する根拠となる資料であることから、適正に作成することが必要です。
- 実施機関が適切に支払いを完了したことが確認できる証憑の提出が必須です。請求書のみでの提出では不足となりますため、提出前に書類が揃っていることを確認してから提出してください。

#### <経理処理の実施方法>

- 定められた様式に従って記載してください。
- 事業の内容については、当初計画と照らし当該事業で実施した内容を詳細に記載してください。また、グラフや図表、写真を活用する等、事業遂行の経過をわかりやすく記載してください。

#### <検査時の提出書類>

- ◇ 「業務完了報告」と「会計・経理報告」を提出してください。
- ◇ 様式は、後日、当事務局から各実施機関に配布します。

## 支払基準に係る Q&A

- Q: 所属先のない日本人に業務を依頼する場合、人件費補填はできますか。人件費はどのように対応したらいいですか。
- A: 所属先のない日本人に人件費補填はできません。諸謝金または賃金で対応してください。
- Q: 人件費補填を受けた場合、諸謝金または賃金を請求することができますか。
- A: 人件費補填の対象者は、実施機関から給与を得ている方となります。実施機関に所属しているが給与の供与はなく、給与は別途所属先から得ている場合には、人件費補填ではなく諸謝金を請求することができます。
- Q: 日本人講師が講義を行う場合、日当と講義謝金との両方を請求できますか。
- A: 日当と講義謝金は、同人の同一時間帯分として、請求することはできません。但し、日当を支払わずに、講義謝金を支払うことは可能です。
- Q: 外国人に対して国外の銀行への振込みは可能ですか。
- A: 実施機関の判断となります。NCGM から実施機関に対しては精算払いとなる為、直接、NCGM から海外送金はできません。
- Q: 雑役務費で事業実施に必要な健康診断、結核スクリーニング、抗体検査、予防接種の経費は、請求できますか。
- A: 実費相当額を請求することができます。また NCGM、実施機関の双方が協議し合意した場合は、渡航・受入が可能です。その際、出国・入国時に必要となるPCR検査費用についても、当事業費として認めます（雑役務費）。但し、COVID-19 の影響により隔離措置が必要となった場合の宿泊費および日当は当事業費では認められません。各機関で負担してください。
- Q: 研修マニュアル等の作成は、講義原稿謝金として請求は可能ですか。
- A: 講義原稿謝金は日本人講師が研修に必要なテキスト等教材を執筆した場合に適用され、研修マニュアル等の作成は含まれません。よって、謝金もしくは賃金で対応してください。但し、研修マニュアル等の作成者が人件費補填を受ける場合は、謝金もしくは賃金を受けることはできません。
- Q: 日本で研修を受ける機会を利用して、研修生が学会や会議等に参加することは認められますか。
- A: 本事業は、学会の招聘のための費用として使うことはできません。また、研修生の日本国内での受診のためにも使うことはできません。ただし、研修の一環としての学会や会議に使うことはできます。
- Q: 契約金額を増やすことはできますか。
- A: いいえ。契約金額を増やすことはできません。契約金額内で調整ください。また契約金額内であれば、費用項目の振替は可能です。

## COVID-19 の影響に係る Q&A

Q：COVID-19 の影響によりオンライン研修を行う場合の費用は、どのようなものが対象になりますか。

A：基本的に事務処理マニュアルに記載されている項目となります。

※レンタルした場合は「借料及び損料」として請求することができます。

また遠隔で研修を行うために必要な Web システム利用料は、当事業期間においてのみ請求することができます。事象開始前および事業終了後の支出につきましては、貴機関での負担となります。

※講義資料や教材の翻訳経費および動画の撮影・編集・字幕挿入を外部業者に外注する費用は、「雑役務費」にて計上可能です。但し、金額の妥当性を判断できる見積りとその内訳を基に、事務局にて金額の妥当性を確認いたします。

Q：日本からの渡航が難しく WEB にて現地でのシンポジウムを開催する場合、対象国の参加者の移動費、宿泊費、会場費は支出対象となりますか。

A：はい。対象となります。

## その他一般的な Q&A

Q：今年度の事業を来年度に持ち越すまたは延長することはできますか。

A：いいえ。単年度事業になります。来年度に持ち越すまたは延長することはできません。来年度以降も事業を続けたい場合は、また来年度ご応募ください。

Q：医療技術等国際展開推進事業に採択されたことや事業の概要を、Web サイト等で発信することは可能でしょうか。

A：採択された後、契約が結ばれるまでは、外部への発表はお控えください。

契約締結後は、規定文言の掲載と共に発信は可能になります。詳細は契約書類に記載がありますので詳細計画一式を提出後、契約書をお送りした際に確認してください。

Q：現地用カスタマイズ版アプリやデータベースを作成する際の費用は、対象となりますか。

A：研究・開発とみなされるため、支出対象外です。



### Ⅲ. 経費書類の様式

別添を参照してください。

#### < 検査時資料編綴要領 >

※検査時の証憑参考資料です。後日、報告書ファイリング方法と共に案内します。

#### 医療技術等国際展開推進事業 検査時資料編綴要領

経費項目	資料番号	添付書類		
1 諸謝金	1-1	明細書 (諸謝金) 謝金受領書 【様式1】	支出時系列ごと 現金手渡しの場合	
	1-2	銀行振込依頼書	銀行振込の場合	
	1-3	会議・研修スケジュール		
	1-4	会議・研修等出席者名簿及びサイン 【様式3】		
	1-5	会議場・研修場内規	実務機内の内規を適用する場合	
	1-6	諸謝に使用した原簿、資料		
2 旅費・交通費	2-1	明細書 (旅費・交通費)		
	2-2	旅費明細書 【様式2】		
	2-3	会議・研修等出席者名簿及びサイン 【様式3】	国外での研修・会議・セミナー等の場合	
	2-4	出張報告書	出張者、用途先、日付、目的明記	
	2-5	日程表		
	2-6	飛行機	搭乗券手帳又は搭乗証明書	
	2-7	鉄道	切符・特急券 (無効) 駅A～B等検査付 (領収書の代替)	100km超、特急の使用可 地下鉄・近距離・バス
	2-8	車賃	領収書	タクシー
	2-9	増田書 (国内利用時必須)	#	
	2-10	宿泊	領収書	現地現金払いの場合
	2-11	銀行振込等	引き落とし等の分かるもの	銀行振込等の場合
	2-12	支払	銀行振込受領書等	銀行振込にて支払の場合
	2-13		領収書	銀行振込を用いない場合
3 借料・租料 (車両借上) (機器レンタル)	3-1	見積書 (複数)		
	3-2	仕様	機器レンタルの場合	
	3-3	契約書	契約書がある場合	
	3-4	請求書		
	3-5	銀行振込受領書	銀行振込にて支払の場合	
	3-6	領収書	銀行振込を用いない場合	
4 会議費 (会議借上上げ) (機器レンタル)	4-1	見積書 (複数)		
	4-2	仕様		
	4-3	契約書		
	4-4	請求書		
	4-5	参加者リスト		
	4-6	銀行振込受領書	銀行振込にて支払の場合	
	4-7	領収書	銀行振込を用いない場合	
	4-8	他、会計規則等内規等		
5 消耗品費	5-1	見積書 (複数)		
	5-2	仕様		
	5-3	契約書		
	5-4	請求書		
	5-5	参加者リスト		
	5-6	銀行振込受領書	銀行振込にて支払の場合	
	5-7	領収書	銀行振込を用いない場合	
	5-8	他、会計規則等内規等		
6 賃金	6-1	契約書等		
	6-2	給与台帳または給与明細 (客) または領収書		
	6-3	業務日報、出勤簿		
	6-4	銀行振込受領書または領収書		
7 その他の片費	7-1	印刷製本費	領収書	
		通信運搬費 光熱水料 保険料 子ども・子育て拠出金 雑役料	上記に準ずる	
8 人件費相当分の別当補填	8-1	人件費相当分の別当補填 【様式4】		